

農山漁村地域整備計画評価書

上段() : 変更前

計画の名称	さぬきの土と水と農村づくりプラン(Ⅲ期)																				
計画主体	香川県																				
対象市町	高松市、観音寺市、さぬき市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、まんのう町、丸亀市、坂出市																				
計画の目標	農業従事者の高齢化や後継者不足などの厳しい農業情勢の中、農家の生産意欲が低下していることから、ため池整備のほか、農地・農道・用排水路などの生産基盤や、農村の生活環境基盤の整備及び施設の保全を総合的に実施することにより農業の持続的発展と活力ある農村の実現を目指す。																				
計画指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標</th> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>農業生産基盤の整備により、生産性・収益力の向上を図る農地面積</td> <td>158ha</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>老朽ため池の整備により災害の未然防止を図る農地面積及び周辺面積</td> <td>43ha</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>農村の生活基盤を整備し、生活環境の維持・改善を図る集落数</td> <td>4集落</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>農道施設(橋梁等)の機能点検・機能診断実施率</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>海岸保全基本計画の変更作成</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>			目標	項目	指標	①	農業生産基盤の整備により、生産性・収益力の向上を図る農地面積	158ha	②	老朽ため池の整備により災害の未然防止を図る農地面積及び周辺面積	43ha	③	農村の生活基盤を整備し、生活環境の維持・改善を図る集落数	4集落	④	農道施設(橋梁等)の機能点検・機能診断実施率	100%	⑤	海岸保全基本計画の変更作成	1式
目標	項目	指標																			
①	農業生産基盤の整備により、生産性・収益力の向上を図る農地面積	158ha																			
②	老朽ため池の整備により災害の未然防止を図る農地面積及び周辺面積	43ha																			
③	農村の生活基盤を整備し、生活環境の維持・改善を図る集落数	4集落																			
④	農道施設(橋梁等)の機能点検・機能診断実施率	100%																			
⑤	海岸保全基本計画の変更作成	1式																			
対象事業及び関連事業	<p>○対象事業</p> <p>農村集落基盤再編・整備事業 5 地区 農道整備事業 1 地区 農業集落排水事業 3 地区</p> <p>(7)</p> <p>農地整備事業(通作条件整備) 5 地区 海岸保全施設整備事業 1 地区</p> <p>○全体事業費 (4,936,800)</p> <p>対象事業 5,163,274 千円</p>																				

【評価】

項目	評価	項目	評価	説明
目標の妥当性	1	関連する計画との整合性が図られているか。	○	上位計画である「香川県農業・農村基本計画」に基づき策定され、目標との整合が図られている。
	2	地域の課題に適切に対応する目標となっているか。	○	地域の課題である担い手のニーズに即した農業基盤整備、総合的な防災・減災対策の推進、農村の活性化などに適切に対応する目標となっている。
	3	対象事業の事業内容が目標と指標に密接に関連しているか。	○	対象事業は農地や水利施設などの農業生産基盤の整備により営農条件等を改善するものであり、目標に密接に関連している。
整備計画の効果・効率性	1	事後評価ができる適切な指標となっているか。	○	各指標は、事業完了時あるいは年度の事業実勢により、その内容を確認できることから適切な指標となっている。
	2	対象事業の実施による効果を評価するための指標として適切なものとなっているか。	○	各指標は、それぞれの事業を実施することによってもたらされる主要な効果を反映しており適切なものとなっている。
整備計画の実現可能性	1	円滑な事業執行の環境が整っているか	○	事業の内容や費用負担などについて、関係市町、農家、地元住民等との合意形成が図られ、土地改良法事業にあっては地元同意が得られていることから、円滑な事業執行の環境が整っている。
	2	地元の機運が醸成されているか。	○	地元農家や関係団体からなる事業推進協議会等が設立され、事業の早期完成要望が強いことから、地元の機運は醸成されている。
	3	対象事業のうち新規着工地区について、事前に実施要件の確認がなされているか。	○	新規着工の1地区については、実施要綱に定める要件を確認したうえで、既に農政局へ新規着手に係る資料を提出しており、事前手続きを終えている。

【評価結果】

実施要綱第5の1の農村振興局長等が別に定める事項(1)目標の妥当性、(2)整備計画の効果・効率性、(3)整備計画の実現可能性について、適正と判断する。